

富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する 公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ （補足資料）

2024年11月1日

本資料は、株式会社BCJ-88が2024年11月1日付で提出した「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「本進捗状況プレス」といいます。）に関し、補足説明を提供することを目的として作成されたものであり、本資料と本進捗状況プレス（その後その内容が変更された場合には当該事項を含みます。以下同じとします。）との間に齟齬が存在した場合には、本進捗状況プレスが優先するものとします。なお、本資料において使用する定義語は、別意に解釈すべき場合を除き、本進捗状況プレスにおける定義と同一の意味を有するものとします

ベインキャピタルのTOB開始タイミング

ベインキャピタルのTOB開始の前提条件のうち、富士ソフト取締役会からの賛同以外の全ての前提条件が充足されており、富士ソフトからの賛同が得られ次第、速やかにTOBを開始する用意がありますので、2024年11月上旬のTOB開始を目指しております

ベインキャピタルのTOB開始の前提条件

現在の充足状況

- | | |
|---|--|
| 1. ベインキャピタルのTOBに対しての富士ソフト取締役会からの賛同が得られること | 1. 2024年10月11日に法的拘束力を有する提案の提出後、2024年10月24日及び2024年10月29日に説明セッション/QAセッションを実施し、対象者に対してベインキャピタルの考え方をお伝えさせていただき、ベインキャピタルの考えは理解した旨の回答を頂戴しております |
| 2. 富士ソフト及びその子会社において、一定の公開買付撤回事由に相当する事象が発生していないこと | 2. 現時点では認識しておりません |
| 3. 富士ソフトグループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないこと | 3. 現時点では認識しておりません |
| 4. 本件取引の実施に必要なクリアランスの取得が完了し、又は完了が合理的に見込まれていること | 4. 必要なクリアランスの一部取得が既に完了し、また、残るクリアランスについても取得の完了が合理的に見込まれております |
| 5. 富士ソフトに関する未公表の重要事実を認識していないこと | 5. 現時点では認識しておりません |

ベインキャピタルとしては、株主の皆様にとってより魅力的な売却機会を早期に実現すべく、富士ソフトから速やかな賛同を得られるよう、引き続き協議を継続する意向です

法的拘束力がある提案を提出してから、既に3週間が経ち、当初予定した公開買付けの開始時期（2024年10月下旬）は経過しておりますが、富士ソフト側において、意見を表明いただくにあたって、上記のとおり説明セッション/QAセッションの機会をいただき、ベインキャピタルの考えは理解した旨の回答を頂戴しておりますので、株主の判断に不合理な影響を与えないためにも、今後速やかに意見を表明していただけるものと期待しております

本資料は、本進捗状況プレスを補足するための資料であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、本進捗状況プレス及びその後提出される本公開買付けに関する公開買付届出書及び公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主及び本新株予約権者ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本資料は、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本資料（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

本資料の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本資料の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e 5（b）の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

2024年11月1日

各位

会社名	株式会社BCJ-88
代表者名	代表取締役 杉本 勇次

**富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する
公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ**

株式会社BCJ-88（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年10月11日付「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（同年10月29日付「（変更）「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更について」により変更された事項を含みます。以下「2024年10月11日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、富士ソフト株式会社（証券コード：9749。株式会社東京証券取引所プライム市場。以下「対象者」といいます。）の取締役会が、公開買付者による対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する旨の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を表明すること並びにベトナムにおける競争法に基づく必要な手続及び対応の完了が合理的に見込まれていることその他の本公開買付前提条件（2024年10月11日付プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。以下同じです。）の全てが充足されたこと（又は公開買付者により放棄されたこと）を条件として、本公開買付けを速やかに実施することを予定している旨並びに対象者の取締役会との協議及び交渉に要する期間並びにベトナムの競争法に係る手続を所管する当局における手続等に要する期間についてのベトナムの現地法律事務所との協議も踏まえ、2024年10月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

本公開買付前提条件のうち、ベトナムにおける競争法に基づく必要な手続及び対応については、本公開買付けの開始時期に影響を与えない見込みであり、対象者の取締役会において本賛同意見が表明されれば、本公開買付前提条件の全てが充足される見込みです。公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、対象者の取締役会から本賛同意見が得られるよう、対象者の取締役会及び特別委員会と前向きに協議及び交渉を進めており、本日現在、引き続き当該協議及び交渉を継続しております。現時点においては、当該協議及び交渉の進捗状況等に鑑み、本公開買付前提条件の全てが充足されたこと（又は公開買付者により放棄されたこと）を条件として、2024年11月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しております。公開買付者としては、対象者の取締役会及び特別委員会との協議及び交渉を通じて、公開買付者の提案内容が対象者の企業価値の向上及び株主利益の確保に資するものであることについて対象者にご理解いただけるものと考えており、対象者の取締役会から本賛同意見を表明していただければ、本公開買付前提条件の全てが充足されたものとして、速やかに本公開買付けを開始する予定です。

なお、FK株式会社（以下「FK」といいます。）が公表した2024年9月19日付「（変更）FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公

公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」（以下「2024年9月19日付F Kプレスリリース」といいます。）によれば、F Kが2024年9月4日付「F K株式会社による富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」にて公表した対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「第1回F K公開買付け」といいます。）の公開買付け期間は2024年11月5日までとされています。もっとも、2024年9月19日付F KプレスリリースにてF Kが公表しているとおり、F Kは、公開買付者による本公開買付けの内容を見極めたいと考える対象者の株主及び新株予約権者の皆様のために、第1回F K公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回目の公開買付け（以下「第2回F K公開買付け」といいます。）を実施する予定とのことであり、公開買付者としては、対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとっては本公開買付け又は第2回F K公開買付けにおいてその所有する対象者株式及び本新株予約権を売却する機会が確保されていることから、第1回F K公開買付けへの応募を控えていただいたとしても対象者の株主及び新株予約権者の皆様に特段の不利益は生じないものと考えております。

本公開買付け開始のための条件が整い、本公開買付けを開始する場合又は上記の本公開買付けの開始見込み時期に変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

【ディスクレーム】

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けの実施に向けた進捗状況を一般に公表するためのプレスリリースであり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及び対象者（その関連者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記

述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。